

(法第10条第1項関係様式例)

設 立 趣 旨 書

1 趣 旨

近年、愛媛県内においては4,600名を超える児童生徒が「不登校」と定義されており、その数は年々増加傾向している。

子どもが学校に行けなくなった際、多くの保護者は「どうしたらいいのか」「誰に相談すればいいのか」と悩みを抱え、孤立する傾向にある。

また、地域社会や学校、支援団体などとのつながりが十分に機能していない部分もあり、家庭や子どもを取り巻く環境にさらなる支援のつながりや仕組みづくりが求められているのが現状である。

本法人は、「愛媛県内で不登校に悩む保護者の孤立をなくす」ことを目的として設立するものである。

①居場所づくり②つながりづくり③啓発活動、という三つの活動を基盤に、子どもを取り巻く大人たちが互いに支え合い、毎日楽しく笑顔で生活できる地域社会を構築することを目指す。

子どもたちが学校に行けない状況であっても、地域の中で学び育つことができるよう、まずは我々大人自身が意識と行動を変化させていくことが重要であると考えます。

2 申請に至るまでの経過

2023年2月14日 「トーキョーコーヒー伊予」の活動がスタート

2023年4月1日 poco pono COCO 発足

2023年6月17日 松山市で初の「歩登幸カフェ」開催（参加者11名）

2024年3月17日 松山市にて不登校セミナー「～不登校って何なん？～」を開催

（参加者47名）（後援：愛媛県教育委員会、松山市教育委員会、松山市）

2024年4月23日 松山市内の夜間学級にて講和

2024年5月31日 伊予市倫理法人会にて講和

2024年7月16日 知事とみんなの愛顔でトークに参加

2024年8月24日 初めての保護者交流会を松山市にて開催

2024年9月21日 愛媛県ひきこもり・不登校支援及び就労支援協議会「今、不登校支援のためにできること」出演

- 2024年10月2日 新居浜市にて不登校セミナーを開催
- 2024年10月4日 東温市にて不登校セミナーを開催
- 2024年10月27日 兵庫県淡路島市にて不登校セミナーを開催
- 2024年11月17日 愛媛県フリースクール等連絡協議会「多様な学び場フォーラム」登壇
- 2024年12月13日 伊予市社会福祉協議会「就労・生活者支援養成講座」にて講和
- 2025年1月5日 「歩登幸マルシェ」から「ぼいけどマルシェ」に名称を変更し、以後毎月開催
- 2025年4月12日 久万高原町にて歩登幸カフェ初開催（参加者5名・以後毎月継続）
- 2025年4月26日 宇和島市にて歩登幸カフェ初開催（参加者1名・以後毎月継続）
- 2025年5月4日 第二回保護者大交流会&土橋優平さん講演会を伊予市のIYO夢みらい館にて開催（来場者300名以上・保護者交流会参加者24名）
- 2025年6月14日 松山市にて歩登幸カフェ@おやじDAY（父親向けのお話会）初開催
- 2025年8月1日 西予市の西予市教育支援教室にて講和
- 2025年9月16日 愛媛大学の課題発見基礎セミナーのゲストスピーカーとして講和
- 2025年9月29日 トーキョーコーヒー伊予開催100回
- 2025年10月10日 伊予市の社会福祉協議会にて支援者向けセミナーの講和
- 2025年10月12日 第25期チャイルドライン受けて養成講座にて講和
- 2025年10月16日 愛媛県総合教育センターにて支援者向けの講和
- 2025年11月6日 伊予市教育懇談会にて講和
- 2025年11月16日 宇和島市和霊公民館にて講和
- 2025年11月20日 いじめSTOPデイPlusにゲストスピーカーとして登壇
- 2025年12月6日 地域実践教育交流集会にて実践発表
- 2025年12月14日 「学校に行かなかった「私だけのストーリー」を話してみよう初開催

本法人は、以下の活動を通じて地域における理解促進と支援の輪を広げていく。

- トーキョーコーヒー伊予（伊予市中山町での居場所づくり）
- 歩登幸カフェ（愛媛県内の保護者を対象としたお話会）
- 不登校セミナー（地域住民への理解促進を目的とした講座・イベント）
- 支援者向けセミナー（不登校の理解および支援に関する研修）
- ぼいけどマルシェ（不登校の家族も含めた地域住民が集う居場所づくり）
- 保護者交流会（愛媛県内の保護者同士がつながる場の提供）

今後は、

- フリースクール（伊予市中山町）
- 不登校の子どもを対象としたイベント事業（松山市）
- その他、目的を達成するために必要な事業

などの活動を展開し、不登校の子どもやその家庭が安心して生活できる地域社会の形成を進めていく。

2026年1月12日

特定非営利活動法人 poco pono COCO
設立代表者氏名 代表理事 太田 聡美



（備考）

- 1 用紙の大きさは、日本産業規格A列4番とする。
- 2 2部作成する。